平成24年第9回教育委員会 定例会会議録

平成24年9月4日

東久留米市教育委員会

平成24年第9回教育委員会定例会

平成24年9月4日午前9時30分開会市役所6階 602会議室

議題 (1

- (1)会議録署名委員の指名
- (6) 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について
- (7) 議席の指定について
- (8) 諸報告
 - ①平成24年第3回市議会定例会について
 - ②市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について
 - ③確かな学力の伸長を図るための調査(市の学力調査)の結果について
 - ④科学技術コミュニケーション推進事業活動支援の協定書について
 - ⑤図書館の指定管理者の応募状況と今後の予定について
 - ⑥平成23年度決算状況について
 - ⑦平成23年度普通会計決算について (速報)
 - ⑧東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会報告書について
 - ⑨その他

出席委員(5名)

委員長榎本隆司第二職務代理矢部晶代

第一職務代理 井 上 敏 博教 育 長 永 田 昇

欠席委員(1名)

委 員松本誠一

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長荒島久人

総務課長東湾治

指導室長片柳博文

学務課長稲葉勝之

生涯学習課長 山 下 一 美

主 幹 傳 智 則

学校適正化等 高 梨 顕 彦 担 当 課 長

図書館長岡野知子

統括指導主事 末 永 寿 宣

指導主事間嶋健

指導主事 大久保 順子

事務局職員出席者

庶務係長鳥越富貴

庶 務 係 小野塚 将 志

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○榎本委員長 これより平成24年第9回教育委員会定例会を開会します。本日は松本委員が欠席ですが定足数を満たしていますので、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により関係職員の出席を求めています。

◎会議録署名委員の指名

○榎本委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の会議録の署名は井上委員にお願いします。

◎会議録の承認

○榎本委員長 第8回定例会でご協議いただいたとおり、会議録の形式を少し変更することになりました。その新しい形式により、6月25日に開催した第8回臨時会の会議録をご確認いただきましたがよろしいですか。異議なしと認めます。

7月13日に開催した第7回定例会の会議録については、後ほどご確認いただきます。

1月19日に開催した労工団に内云の五賊跡については、反はここ性的いたにこより。

◎議案の追加

- ○榎本委員長 議案の追加がありますので、事務局から説明をお願いします。
- ○東総務課長 人事案件として「議案第53号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の 臨時代理の承認について」「議案第55号 東久留米市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について」「議案第56号 東久留米市教育委員会職員の人事について」の3件について追加をお願いしたく、よろしくお願います。
- **○榎本委員長** お聞き及びのとおり、議案第53号、第55号、第56号の追加ということです。 追加議案とすることにご異議はありませんか。それではご承認いただきましたので、改めて新 しい日程をお配りします。

(新しい日程の配布)

◎公開しない会議の宣告

○榎本委員長 議案第53号、第54号、第55号および第56号は人事案件ですので、規定に 従って公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、公開しな い会議とします。

◎傍聴の許可

- ○榎本委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- ○総務課長 いらっしゃいません。
- ○榎本委員長 お見えになりましたら、人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎東久留米市教育委員会委員長および委員長職務代理者の選挙

- **○榎本委員長** 日程第6、「選挙第1号 東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙 について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- ○永田教育長 「選挙第1号 東久留米市教育委員会委員長および委員長職務代理者の選挙について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条ならびに東久留米市教育委員会会議規則第6条及び第7条の規定に基づき、委員長及び委員長職務代理者を選任願います。平成24年9月

4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、委員長および委員長職務代理者の任期満了により、新たに当該職の選任を行う必要があるためです。なお、任期については平成24年10月12日から平成25年10月11日までとなります。

- ○榎本委員長 続いて、総務課長から説明があります。
- ○東総務課長 このたびの選挙は榎本委員長の委員長としての任期が10月11日までであることにより、委員長選挙を行うものです。職務代理者についても会議規則第7条3項により、「その指定のときから次の委員長選挙までとする」となっていますので、併せて選挙を行います。いずれも任期は平成24年10月12日から25年10月11日までとなります。選挙の方法は会議規則第6条により、単記無記名投票によるものとします。白票は無効票として取り扱い、有効投票数の最多数を得た方が当選者となります。

初めに委員長選挙、次に第一職務代理者選挙、第二職務代理者選挙の順で行います。

選挙に先立ち、投票の立会人の指名をお願いします。立会人については会議規則第27条第2項により委員の中から一人のご指名を、委員長によりお願いすることになります。立会人にご指名された委員には中央の投票確認台においでいただき、開票した投票用紙の確認をお願いすることになります。

○榎本委員長 立会人は教育長にお願いします。それでは委員長選挙から始めます。投票用紙の配付をお願いします。 (投票用紙の配付)

○榎本委員長 投票をお願いします。

(投票)

○榎本委員長 開票をお願いします。

(開票)

- **○東総務課長** 開票結果を報告します。投票総数4票、うち有効投票が3票、白票1票です。榎本委員長3票、白紙1票です。
- ○榎本委員長 ただ今の報告のとおり、榎本が委員長に決定しました。ご確認願います。
- **〇榎本委員長** 続いて、第一職務代理者の選挙に入ります。投票用紙をお配り願います。

(投票用紙の配付)

○榎本委員長 投票をお願いします。

(投票)

○榎本委員長 開票をお願いします。

(開票)

- **○東総務課長** 開票結果を報告します。投票総数4票、うち有効投票3票、白紙1票です。井上委員 2票、矢部委員1票です。
- **〇榎本委員長** ただいまの報告のとおり、井上委員が第一職務代理者に決定しました。ご確認願います。続いて、第二職務代理者の選挙に入ります。投票用紙の配布をお願います。

(投票用紙の配付)

○榎本委員長 投票をお願いします。

(投票)

○榎本委員長 開票をお願いします。

(開票)

- **○東総務課長** 開票結果を報告します。総投票数 4 票、うち有効投票数 3 票、白票 1 票です。矢部委員 3 票です。
- ○榎本委員長 ただ今の報告のとおり、矢部委員が第二職務代理者に決定しました。ご確認願います。
- ○東総務課長 冒頭で、委員長及び職務代理者の任期については平成24年10月12日から平成25年10月11日までと申し上げましたが、ただ今の選挙結果により榎本委員が委員長に再任されましたので、委員長の教育委員としての任期に合わせることになるため、委員長及び職務代理者の任期は平成24年10月12日から12月21日までとなります。
- **〇榎本委員長** ただ今、課長から報告がありましたとおり、任期についてはそのようになります。以上で選挙を終わります。

◎議席の指定

○榎本委員長 日程第7、議席の指定に入ります。

- ○東総務課長 各委員の議席は東久留米市教育委員会会議規則第4条により、「くじで定める」ことになっています。委員長は1番、教育長は3番の既定席であるため、2番、4番、5番の席について、くじで決めさせていただきます。なお、くじを引く順番を決めるためのくじ引きは省略させていただき、4番の井上委員、5番の矢部委員の順でくじ引きをお願いします。
- **〇鳥越係長** 井上委員が5番、矢部委員が2番です。
- ○東総務課長 くじ引きの結果、矢部委員が2番、松本委員が4番、井上委員が5番となりました
- ○榎本委員長 11月2日開催の定例会からこの席にお座り願います。

◎諸報告

- **○榎本委員長** 日程第8、諸報告に入ります。「①平成24年第3回市議会定例会について」から、順次、ご説明をお願いします。
- ○荒島教育部長 資料をご覧願います。会期は9月3日から9月21日までの19日間で、昨日から開会されています。昨日は9時半からの開会予定でしたが、これに先立つ議会運営委員会において先の6月27日開催の臨時会で市長が掲げていた「コンパクトシティ」という言葉を取り下げたことについて、「今後のまちづくりの理念や考え方についてどうするのかについては改めて示す」という市長の発言がありましたが示されなかったため、改めて「9月10日に示す」という発言があり、午後1時からの再開となりました。その後、本会議への上程、即決、付託、報告と進み、行政報告において質疑が交わされ、昨日の9月3日は20時51分の閉会となりました。

その行政報告は4件あります。1点目は「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会の報告について」です。これについては「いつ実施方針を示すのか」という質問があり、市長からは「12月定例会への提案を目指す」という発言がありました。「説明会を行うのか」という質問については「この報告書は市民や団体にも入っていただいて検討されたものであり、パブリックコメント、いわゆる市民意見も伺ってつくった報告書であると認識している」ということで、説明会を行う考えはないということでした。2点目は「東久留米市立保育園の民営化に係る次期対象園の決定について」です。社会福祉法人に限定するということでしたが、今回、それを取り除いて「株式会社も認める」としたことについての質疑が交わされました。「考え方を変えたのか」「今回の次期対象園としてさいわい保育園が示されたがそれだけなのか」という質疑が交わされ、これについては、「時々の与えられた条件の中で最適な運営主体を選んでいく」という答弁でした。3点目は「東久留米市環境基本計画中間見直しの答申について」です。幾つか見直しのポイントはありましたが、それほど大きなやり取りはありませんでした。4点目は「南沢五丁目商業施設建設事業に係る『公共施設等に関する協定の一部を変更する協定』及び都道交差点部の整備に関する覚書の締結について」です。これはイオンの関係ですが、「市が名義貸しをしているのではないか」という指摘があり、これについては「都との協定に基づいて行っている」と答えています。

続いて、「平成24年第3回定例会付議案件」をご覧ください。「議案第66号 東久留米市固定資産評価委員会委員の選任について」は、引き続き、豊田直史氏を選任するというものです。「第67号 専決処分(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について)の承認について」は、平成23年9月3日に前沢五丁目先の市道において樹木の倒壊によって人身事故があり、それに伴う和解と賠償額が決定したものです。「議案第68号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、稲城府中墓苑組合の加入により規約を変更するものです。「議案第69号 昭和病院組合規約の変更について」は小平市における住居表示の実施により、昭和病院組合事務所の位置表示が変更になるために同規約の変更を行うものです。「議案第70号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について」は昭和52年から平成3年および平成4年まで、市が土木工事用の残土捨て場や資材置場として借りていた幸町二丁目の土地に市の名前が入った看板などの産業廃棄物が埋設されており、これに対する損害賠償額として979万円を支払うと

いうものです。「議案第71号 平成24年度東久留米市一般会計暫定補正予算(第4号)について」はただ今申し上げた損害賠償額の支払い、また、中央町第3広場の土地の一部について返還の申し出があったための現状復旧費の250万円を増額するものです。以上の6議案は即決で、すべて全員賛成で可決となっています。「議案第72号 東久留米市暴力団排除条例」は市民の安全や平安な生活の確保のために市・住民・事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための必要な事項を定める条例です。「第73号 東久留米市下水道条例の一部を改正する条例」は1.4ジオキサンが新規規制物質として追加されたためによる改正です。「第74号 市道路線の認定について」は宅地開発により市に道路が移管されたためです。第75号、第76号、第77号は各特別会計の補正予算です。第78号は未だに24年度当初予算が可決されていませんので、改めて提案をさせていただくものです。これらについては常任委員会や特別委員会への付託となり、今後審議が行われます。

続いて、「平成24年第3回定例会一般質問届出順序及び内容」をご覧ください。教育関係の質問は関根議員の「(1)いじめの現状と対策の充実について、(2)中学校クラブ活動の充実について」。阿部議員の「(1)特別支援学級について」。小山議員の「(1)教育行政の連携(学校教育と社会教育との連携)について」。細谷議員の「(1)学校教育について〜いじめ問題、土曜授業」。野島議員の「(1)小中学校でのいじめ問題について、(2)スポーツをする場の確保について」。並木議員の「(1)オリンピック招致とスポーツ振興について」。近藤議員の「1 ピンチはチャンス!今こそ抜本的な改革に手をつけよ〜(1)教育行政の充実策としてタブレット端末の試験的導入、英語をメインにした夏休み期間中にやるコミュニティスクールについて」。間宮議員の「(1)特別支援学級教育について」。永田議員の「市立図書館の指定管理者制度導入について〜(1)進捗状況について」、「学校教育について〜(1)給食食材の放射性物質検査、(2)エアコン設置について」。原議員の「子どもの権利条約に基づく取り組みの推進を〜(1)

(2) エアコン設置について」。原議員の「子ともの権利条約に基づく取り組みの推進を~(1) 教育現場での取り組みは」ということです。いじめに関する質問をこのように多くいただいていますが、明日からの議会の中で質疑が交わされます。

続いて「請願付託表」をご覧ください。文教委員会にかかわるものは「24請願第53号『五小・南町小・中央中の通学路整備を求める請願』「24請願第67号『市立図書館に指定管理者制度を導入しないことを求める請願』」の2本です。内容については資料をご参照願います。

- **〇榎本委員長** コンパクトシティはやめたということですか。
- **〇荒島教育部長** 言葉の取り下げをしたということです。
- **○榎本委員長** 最初に取り下げたのは前回ですね。
- ○荒島教育部長 今回の議会運営委員会における質問に対して、市長はそのように答えられました。 ただし、前回6月の臨時市議会では「取り下げたので改めてお示しする」との発言がありましたので、そこと違っているということです。
- ○永田教育長 市長報告を6月に行いましたがいろいろな議論があり、最終的には6月の臨時市議会において「コンパクトシティ」は取り下げることになりました。議員からは質問が出ませんでしたが、「コンパクトシティ」を取り下げたことによっていろいろな影響が出てきます。例えば、所信表明や施政方針で「歩いて暮らせるまち コンパクトシティ」を市政運営の根幹とすると言われていたわけですから…。「いつ」とは発言されていませんが「整理した上でお話しします」と発言されていたのに、昨日の議会運営委員会では何も示されなかったことを問われました。午前中は審議が一時止まり、再開した時に「9月10日の本会議の際に示す」ということで、午後1時から本会議の開催となりました。
- **○榎本委員長** コンパクトシティ構想そのものは6月の時点で取り下げられている。しかし、改めて 取り下げた後をどうするのかが問われている。いわば大方針でしょう。それが決まらなければほか のことは決まらない。

もう一つ、暴力団関係の話が出ていましたが、ここで何か動きがあるのですか。

- ○荒島教育部長 全国的に動いているかどうかは分かりません。市内には組事務所はありませんが構成員はいると聞いています。
- **○榎本委員長** その構成員が動いているのですか。
- **〇荒島教育部長** 市内の構成員が動いているのかどうかも分かりません。組事務所はないが構成員はいるということです。
- ○榎本委員長 構成員がいるということですが、親分もいるのですか。
- ○荒島教育部長 そこまでは伺っていません。
- **○榎本委員長** そこまでちゃんと調べなければ。大事な問題ですよ。以前は暴力団の動きや組織等について断片的ながら聞いていましたが、最近は耳にすることもなかったのにここで急に暴力団云々と出たのでびっくりしました。
- **〇荒島教育部長** 全国的にも警察からこういう条例を設けてくださいという働きかけがあり、本市で も条例制定を行うというものです。
- **○榎本委員長** 特に目立った動きがあるとかではないのですね。
- **〇荒島教育部長** そうです。
- ○矢部第二職務代理 請願第53号の通学路整備を求めることについて伺います。この件については 各校からも学務課にPTAと学校との連名で、またはPTAから要望が出ていると思うのですが、 第五小学校、南町小学校、中央中学校からは何か新しい要望はありましたか。
- ○稲葉学務課長 イオンの建設地が第五小の学区域に入っているということで、同校からは今年の通学路点検の時に第五小学校の通りからフォレストレイクまでに行くところでの要望が出ています。そこについては事業者により、「これから開発を進めていく中で整備していく」という回答を得ています。具体的にはイオン側の通路ですが、横断できないような抑止柵を造ると聞いています。南町小学校については、今年、通学路点検の要望が上がっていますが、特にイオン関係での要望等は出ていません。なお、中学校については通学路の指定はありません。

また、平成22年に第五小学校前の通りは低騒音舗装を行っています。学校薬剤師が低騒音舗装の後に騒音の調査をしており、普通教室については窓を開放した時と閉めた時についても基準値以下と聞いています。

- **○榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「②市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について」の説明をお願いします。
- ○東総務課長 資料の「空間放射線量測定結果表」をご覧ください。これは毎月測定している小・中学校における空間放射線量の測定の結果で、今回は8月分です。1ページ目に定点として小・中学校9校の測定結果として、各校4カ所ずつ測った結果です。測定日は8月21日と22日の二日間に分けて測定しています。南中学校については体育館の工事等の関係で、二日間に分けて測定しています。毎月測定している測定値と大きな変化はありませんが、今回の測定で比較的数値が高かったのは19番の第五小学校の体育館棟北側雨どいで、0.194でした。9番の中央中学校の体育館西側雨どい0.138もこの中では比較的高い数値でした。また、数値として低かったのは第六小学校砂場の0.051と南中学校体育館西側雨どいの0.055です。2枚目をご覧願います。こちらは定点ではなく、除染個所あるいは埋設個所の測定を行った結果です。第五小学校から一番下の中央中学校までの15校分の測定結果が載っています。比較的数値が高かったのが下里中学校の焼き窯庫雨どいが0.208と西中学校の卓球部室南側中央雨どいが0.203です。逆に、この中で数値が低かったのは第七小学校の(埋設)学校敷地北西側の0.046、南中学校の埋設場所の0.051です。これまでのところ特に大きな変化は見受けられませんが、毎月の変化が分かる資料を作成していますので、次回お示ししたいと思います。
- **○榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「③確かな学力の伸長を図るための調査(市の学力調査)の結果について」の説明をお願いします。
- ○片柳指導室長 1学期に行われた、今年度の「東久留米市確かな学力の伸長を図るための調査の結

果」について報告します。調査結果概要の「1. 平成24年度東久留米市と全国との得点率結果比較」をご覧ください。中学校3年生の国語が全国の得点率を上回りましたが、小学校5年生は他の学年に比べ、国語、算数ともに全国値を下回る率が大きくなりました。特に落ち込みの大きい算数では、全観点にわたって全国値を下回る結果が出ています。学年ごとおよび教科ごとの観点別の結果は上段右側の「(2)小5国語・算数と中1国語の観点別結果比較」をご参考にしてください。

続いて、得点の伸び率ですが、「2. 東久留米市と全国との教科(国語・数学)の伸び率」をご覧ください。現中学校3年生の得点率を22年当時と比べると、国語は向上していることが分かりますが、数学については十分伸ばし切れていないことが分かります。教科別得点率の伸びについては中学校ごとも示していますのでご参考にしてください。

- **○榎本委員長** 何か伺うことはありますか。
- **〇井上第一職務代理** 実施時期は全国の調査と同時期ですか。
- ○片柳指導室長 市の学力調査は中学1年生を除き、小学校5年生と中学3年生を4月10日に行いました。中学1年生については入学時期との関係があるため、4月17日に行いました。なお、全国学力学習状況調査は4月17日に、小学6年生と中学3年生を対象に行われました。
- **○榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「④科学技術コミュニケーション推進事業活動 支援の協定書について」の説明をお願いします。
- ○岡野図書館長 資料の「科学技術コミュニケーション推進事業の実施について」をご覧ください。これは、独立行政法人科学技術振興機構の科学技術コミュニケーションセンターが実施している、「科学技術コミュニケーション推進事業活動支援」という助成金をいただく事業です。この9月議会で予算が承認され次第、協定を結ぶ予定になっています。内容については「事業の目的」に示されていますが、国民の科学技術リテラシーを高めるために科学館や博物館、大学、研究機関、地方自治体などの学校以外の場所で、その特徴を生かして体験型や対話型の科学技術コミュニケーションを行うという事業に対して助成される活動支援です。本市の図書館では「よもう!あそぼう!かがくの本」という基本的には小学生向けの、科学の本の読み聞かせと体験活動を10年ほど続けており、この事業を中心に今回は中高生向けの事業、さらに担い手を養成するHOW TO講座や研究会等を併せて行う事業として提案しました。これは科学技術振興機構による公募の企画でしたが、このたび応募したところ採用されました。100%、科学技術振興機構からの助成金で事業を行うものになります。本予算が成立次第、科学技術振興機構の科学コミュニケーションセンターと東久留米市立図書館長との間で協定を結びます。
- **○榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「⑤図書館の指定管理者の応募状況と今後の予定について」の説明をお願いします。
- ○岡野図書館長 この件についてはただ今選定の渦中ですので、口頭で報告します。滝山図書館・ひばりが丘図書館・東部図書館の三つの地区館を、平成25年度から指定管理者にお願いするということで公募を行いました。7月18日から募集を行い、8月30日に応募を締め切りました。3団体の応募があり、現在、資格審査を行っています。これから指定管理者選定委員会を開催して応募者のプレゼンテーションを行い、10月上旬には指定管理者の候補者を決定する予定です。候補者決定の後、12月議会には指定管理者の指定をお願いする予定で、仮協定書の締結、年度末までには本協定の締結という形で進んでいく予定です。
- ○榎本委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「⑥平成23年度決算状況」および「⑦平成23年度普通会計決算について(速報)」の説明をお願いします。
- ○荒島教育部長 23年度の決算状況については普通会計決算と内容的には同じですので、普通会計決算の資料で説明させていただきます。⑦の資料の普通会計決算の実質収支をご覧ください。実質収支は歳入から歳出を引いて、翌年度に繰り越すべき財源を引いた7億7,257万4,000円です。4ページの収支の表をご覧ください。23年度と22年度を比べると3億円ほど減っています。歳入額が4億円の減、歳出額が9,000万円ほどの減で、繰り越すべき財源は300万円ほどとい

う結果として、前年度と比べて3億円ほど実質収支が減っているという状況です。 1 ページの経常 収支比率をご覧ください。経常経費充当の一般財源は5,000万円ほどの増になりました。扶助費 と生活保護費の増により1億3,000万円ほどの増、繰出金が1億円ほどの増です。これによって 22年度には94.7%の経常収支比率だったものが96.1%となり、財政の硬直化が進んでいま す。2ページの人件費をご覧ください。人件費は総体で2億1,000万円ほどの減になり、これは 定員管理計画による職員数の減や、地域手当の支給率の見直し等によるものです。扶助費、公債費、 物件費、補助費等についてですが、下のグラフのとおり扶助費が大きく伸びており、総体としてい わゆる扶助費という義務的経費が増えて硬直化が進んでいます。 3ページの普通交付税と臨時財政 対策債をご覧ください。基準財政需要額が5億円ほど増え、一方、基準財政収入額も3億円ほど増 えています。需要額の伸びのほうが大きいため、交付税としては2億円ほど増えています。また、 交付税の振替措置である臨時財政対策債の発行可能額は19億3,100万円ですが、プライマリ ー・バランスというところで、実際の発行額は18億3,100万円で、発行可能額で1億円抑えた ものになっています。続いて標準財政規模ですが、交付税の伸びや標準税収入の伸び等々により増 加している状況です。以降、6ページが歳出の目的別と性質別の23年度と24年度の増減比較、 7ページは税等の収入額、8~9ページは26市の財政指数等の比較で、近隣市に※印が付いてい ます。

- **○榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「⑧東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会報告書について」の説明をお願いします。
- **〇荒島教育部長** 「東久留米市教育公共施設使用料のあり方検討委員会報告書」をご覧ください。こ れについては今議会において行政報告を行っています。 2ページの見直しのポイントをご覧くださ い。「(1)個別による料金単価か同一料金単価の設定か」は施設ごとの単位設定にするのか、そ れとも地域センターの場合は会議室機能というところで一つにまとめるのか、ということです。こ れについては結果的には同一の単位設定でいこうということです。「(2)原価の把握と範囲」は、 新たに減価償却費を入れていこうという考えが示されています。 5ページのように、太字で減価償 却費を新たに入れていこうとするものです。野球場・テニスコートの土地借り上げ料も入れていこ うという考えです。8ページの「4 無料施設」をご覧ください。現在、運動広場やゲートボール 場の利用は無料となっていますが、これについても有料化の方向で検討すべきということです。た だし、白山調整池については調節池機能を持っているために条例で位置づけることができないとい うことで除くということです。10ページの「5 減額・免除」をご覧ください。これは減額や免 除規定を基本的に明確化していこうということです。11ページにあるように、「減額・免除規定 の基本的な考え方」ということで、使用料の減額・免除についてはあくまでの特例の扱いとするこ とを前提とする等々を考えているということです。12ページにはその見直し案ということで、市 が主催する場合や指定管理者が主催する場合は免除とする、官公署が公共・公益的な目的のために するときには免除にしようというものです。そのほか、福祉関係の老人福祉法や母子及び寡婦等々 の団体が使用するときは減額する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ち の方が利用される場合についても障害者基本法に基づいて行っていく、社会教育団体については教 育委員会が認める文化団体やスポーツ団体の連合組織など広く市民を対象とした団体の場合は免除 とする。それら加入する団体が普及活動のために施設を使用するときは減額とする、などの考え方 が示されています。また、12ページに「6 見直しの周期」としては4年間としています。13 ページにはこれら使用料の収入については公共施設等整備基金に積み立てて、維持管理や維持補修 などにも使えるようなことで利用者の理解を図っていくべきだという指摘があったこと、「8 激 変緩和措置」としては「無料から有料になったり、また、使用料の値上げによって利用率が低下す るという点も考慮して決めるべきだ」というご意見が述べられています。14ページ以降にはパブ リックコメントに対する考え方を示しています。29ページは委員の名簿、30ページが設置要綱 等々です。

- **〇榎本委員長** この件は以上にとどめます。その他として事務局から何かありますか。
- ○東総務課長 事務局からはありません。
- ○榎本委員長 私から、この間、社会を明るくする運動の推進委員会の反省会がありましたので報告します。社会を明るくする運動は、市民の集い・音楽祭という形で行われています。反省会の席上、この催しに対するアンケート調査の集計結果が報告されましたが、大体が「良い会であった、非常に良かった」というものでした。中学生によるバンドや合唱等の演奏が中心でしたので、全体的には大変いいものであったという評価でした。併せて反省の弁がいろいろと出されたのを聞いていましたが、私は、これはいかん、ちょっと待てよという気持ちになりました。

舞台で行う演奏は市の吹奏楽団によるものもありましたが、大方は学校の児童・生徒によるものです。出てくる話は学校にかかわってのちょっとどうなのかと思われることでしたので、「私の責任にもなるのかな」と思って聞いていました。どうなのかという内容は「いろいろな点で連絡が十分ではない」ということです。ある方のお話だと、会議で話されたことが副校長どまりになっているということでした。それは校長へ伝わっていないということなのか、あるいは副校長が聞いていて他の先生方に話が伝わっていないということなのか…。出演することが部活動の延長のような形で発表の場の一つとなっていて、それはそれで「部活動による練習の成果をお披露目する場が一つ増えて大変良かった」というご意見もありますが、とにかく学校関係側の受けとめ方が不徹底であるのかなという印象を受けました。

つまり、情報が徹底されていない、全校的にも出演の理解ができていない。これは部活動の延長のような話ですから無理からぬことかとも思いますが…。また、学校側が打ち合わせとまったく違う楽器を用意してきているとか、あるいは駐車場について出演する生徒を載せた車だからといって始まる直前にやってきて駐車場所についてかなり無理なことを言ったりしたようです。ある方の表現ですと、「学校の対応はこれで良いのか」というものでした。例えば、障害者団体の方などが車でいらして、この方たちは毎年のことですが非常に強い調子で、駐車場を用意すべきだとかなり激しいご要望があるようです。当然の権利であるというお立場で強く迫られて、毎年のことながら対応に困っているという話がありました。基本的には駐車場がもともと狭いので、一般の方はもちろんだけれども十分な駐車スペースはご用意できない状況があります。また、公用車についてもかなり厳しい意見がありました。われわれが1票を投じて選んだ市長たちだけにスペースが用意されているという不満が非常に厳しく出ていました。以上ですが、話題の中で特に印象的だったのは、障害者の方からのご要望と公用車を置く場所についての件です。その衝に当たられている方が大変ご苦労なさったそうです。これは学校との関係などでもいろいろあったようです。

そういうことで、私自身は席上黙っていようと思ったのですが、このままではいけないかと思い最後に、「皆さんの話を伺っていたところ学校の話ばかりが出て困惑しています。しかし、問題はほかにもあると思います。一つは反省会の設定の仕方自体が出欠を問わないことからも窺(うか)われるように、無責任だと思います。また、組織的に動いていない、連絡ができていないということも感じました。何よりも本日の会で配られたプリントにしても、いきなり来年の日程が載っていて、来年は7月6日の土曜日を予定していると。さらに26年度は7月5日、12日、19日の土曜日あたりで考えているまでを話しながら、しかし中身を何にするかは検討していない。つまり、音楽祭にするのかしないのか。するのであれば小・中学生の演奏なりでマロニエで行うのかなどが話題になるのかと思えばまったくならず、当然のごとく日程等だけが話題になっています。われわれの側からしますと去年、今年と同じような形で児童・生徒を動員してのことになるのであればこれは教育委員会としても、全学校へ向けてこれで良いのかどうか、つまり各学校が参加してくれるのかどうかを含めて、それにかかわってはしかるべき対応を考えなければいけないと思っています」と意見を述べました。そこで、この間、指導室にも申し上げましたが、この反省会のプリントをもらい、改めて教育委員会として各学校との話の材料にしていただきたいと思います。

最初に申しましたが、出演した児童・生徒の演奏は大変評判が良いのです。2、3の演奏は素晴

らしいと思いました。全体としては一生懸命やっていると思えますが、そうではないと言っては語弊がありますけれども、少なくとも指揮者の指揮の仕方からして歴然とその差はありました。当然ですが、その指揮の仕方はそのまま生徒の反応や演奏の成果として出てきます。そういうものを比較して聞かせてもらったり、見せてもらえたことの意味は大きいと思っています。もう一つ、最初にびつくりしたのは小学生の演奏です。見事ですね。中学生よりも良かった、そういう感想も周囲にありました。部活動にとどまらず、日常生活における先生方の指導がそのまま演奏に現れているようで、逆に言えば教員の指導のあり方を考えさせられる場にもなりました。教育委員会はこの主催者なりに向けて、今後、子どもたちをずっと動員するつもりなのかどうか。それならその是非論も内部的にはしておく必要があるだろうし、校長や世話をしてくださっている先生方のご意向やご意見も聴取していただきたいと思います。ほかの委員から何かありますか。

- ○矢部第二職務代理 今議会でもたくさん質問が予定されているいじめ問題について伺います。1学期にアンケートを実施されたということで、速報の大まかな数字はいただいています。2学期が始まったら一つ一つの案件に各学校で対応するということでしたが、その進展について伺います。
- ○片柳指導室長 一部の学校を除いて、昨日が始業式でした。確かに、東京都は1学期末に調査をした結果について追跡調査をすることを明言しており、その通知を待っているところです。まだ、東京都からはその後の追跡調査についての指示は出ていません。ただし、9月中には追跡調査を行い、その結果等についても7月の調査と併せて公表する方向で検討していると聞いていますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。また、夏期休業中に、東京都とは別に、文部科学省からもいじめにかかわる調査が来ています。これもまだ、すべての学校から調査報告は出ていませんので、今のところはお答えできることはありません。結果等が分かりましたら、定例の委員会等で報告をします。現状としては、7月の東京都の調査の時点で、学校側が把握した「いじめ」や「いじめの疑い」については疑いのある2件を除いて保護者に連絡したり、子どもから話を詳しく聞いたりするという対応が行われています。夏期休業中にも学校側は、関係する児童・生徒および家庭に対して適切な指導を行ったものと考えています。
- ○榎本委員長 先ほどの私の話で、もう一つ具体的な形で添えておきます。舞台を設営する側から出演する児童・生徒の楽器の置き場所などについて話しがあったと伝えました。マロニエホールにどれだけ楽器が備えてあるのか分かりませんが、「大きな楽器は持ちこまず備えてあるものを使って下さい」ということだったのですが、実際は使っている楽器を持ち込んできた。ある学校などはものすごい量を運んできたと言っていました。そうすると置ききれないという問題や、それが二、三重なると楽屋がいっぱいになってどうしようもないという話もありました。私は「しかし、生徒にすれば自分の楽器で演奏したいのは当たり前だと思います。こういった意見を聞いていて、ひょっとして、計画や運営そのものに無理があるのではないですか。その辺もきちんと反省材料に加えてください」とお願いしておきました。

のんきに演奏や合唱を聞いていて、ただ楽しかった、良かったと…。それだけで、来年もこれでやろうと…。しかも無限定で、というようなものならば教育委員会として、生徒を出す側からしたら一言あってしかるべきということで申し上げました。

続いて、矢部委員から大江戸ダンスについて報告していただきたいと思います。

- ○矢部第二職務代理 私の住んでいる滝山地区では今年35回目になるお祭りが無事に行われ、第七小学校の和太鼓クラブ、小山小学校の大江戸ダンスチーム、第九小学校の大江戸ダンスのPTAサークルの方々に出演していただきました。沿道で見学されていた方々から多くの声援があり、気持ちよく参加していただいたと思います。
- ○榎本委員長 翌日は都庁へ行かれたのですか。
- **○矢部第二職務代理** はい。都庁で大江戸ダンスの大会があり、小山小学校と第九小学校が出場しましたが、第九小学校がパレードの金賞とステージの銀賞を受賞しました。小山小学校はクラブ活動の延長で活動しているようです。第九小学校はPTAの同好会として保護者主体で活動しています

が、先生方からかなりのバックアップを得ており、当日も多数の先生が応援に来てくださったと聞いています。

- **○榎本委員長** 本日の議題は以上で終わります。先ほどの選挙の結果を得て、第一職務代理の井上委員、第二職務代理の矢部委員から一言ずつごあいさつをお願いします。覚悟のほどを伺いたい。
- ○井上第一職務代理 引き続き、第一職務代理者という大事な役をいただきました。新しい決意で取り組んでいきたいと思います。今、社会的にも教育委員会のあり方に非常に関心が寄せられておりますし、社会的信頼を勝ち取っていかなければいけないと思っています。この夏には西中学校のハンドボール部女子や大門中学校の生徒が陸上で全国大会に出場するなど頑張っていただきまして、教育面での成果もあると思います。一方で、学力面ですが、中学生は順調に伸びていますが小学生には課題があると思います。今、教育振興基本計画の策定をしていますが、これからも人権教育を進め、豊かな心の育成、調和のとれたより充実した教育が行えるよう、情報交換や意見交換を行いながら、安心・安全を基本に、教育と教育行政のためにより充実した委員会にするべく、微力ではありますが精一杯努力していきたいと決意しています。
- ○榎本委員長 続いて、矢部委員にから願いします。
- ○矢部第二職代理 第二職務代理として任命いただき、ありがとうございます。また、気持ちを新たにこれからも過ごしていきたいと思っています。学力の問題もありますが、学校側はさまざまな努力や工夫をされ、授業改善研究会や先生方の研修会などを積極的に行っていますが、生徒側の学ぶ意欲の喚起については難しいと思います。これは中学生だけではなく高校生、大学生など日本の子どもたち全体に指摘されていることですが、子どもたちが自分のこととして積極的に学ぶ姿勢を持つような市になるよう、できることで協力していけたらいいと思っています。

報道によると、文部科学省では次の改訂までははっきりした防災教育のカリキュラムはできないということですが、今度の連合会で視察する沼津市の防災教育についてしっかり学んできたいと思っています。各自治体ではそれぞれ工夫されていますので、東久留米市として子どもたちへの防災教育をどうしていくかということも、教育振興基本計画と絡めて考えていきたいと思っています。

この土曜日の防災の日に避難訓練を実施した中学校がありました。子どもたちの話を聞いてみるとまだ意識が低く、本当に大変なことが起きた時にどう行動したら良いかを考えるまでには至っていないように、わが子を見ていても感じます。東北の大震災が発生した時、岩手県では日頃から防災の教育を受けていた子どもたちが生き延びたという話を聞くと、子どもたちと一緒に考えながらいざという時のマニュアルなどをつくっていけたらいいなと思っています。そういったことも含めて精一杯努力していきますのでよろしくお願いします。

○榎本委員長 私からも一言ご挨拶を申し上げます。ご推挙いただきましたので委員長を努めさせていただきます。大津市のいじめの話以来、教育委員会に対してまた一層、風当たりが強くなってきていると思います。前にも申しましたが、ある教育評論家が教育委員会や学校のあり様について、「教育長にはみんな頭が上がらない。教育委員会内部でもそうだし、学校もそうだ。それは任免権を持っているからだ」等々というようなことを言っていました。全国の教育委員会がほとんどそうであるとも言ったので、私は「うちは違うぞ!」と反発しました。

教育の問題には誰もが口を挟めます。専門性もあり、子ども側とのかかわりもありますが、とにかく誰でも教育については口が挟める。それだけにその挟み方にもいろいろあり、下手をすると大問題になります。その教育評論家には、「影響力が大きいから気をつけて発言してほしい」ということをそのうちに言うつもりです。はっきり言おうと思います。

含めて、教育委員会、教育委員に対する指摘には、そういう状況の中で自分がそれだけの能力があるや否や、資格があるや否やについて、日々反省もしています。「日々新た」という言葉があります。日々新面目たるべしと。毎日毎日、昨日の自分とは違う、あるいは今日は、また新しい自分であろうということ。書家の会津八一の言葉として、「新面目たるべし」。毎日毎日、自分の新しい面目を発揮しなければいけない。これについてはお互いにそれぞれの場で仕事をする人間として

十二分に心すべきことであろう。前々から申し上げますように、ほかの市のことについては外から 教育委員の顔を見たりする程度で、いちいち知りません。しかし、うちの教育委員会は事務局のご 努力・ご尽力を得て、「ほかと違うぞ」と思っています。

皆さんの日ごろのご尽力とご努力に十分感謝し、承知をしつつ、改めて当面の問題へ向けていろいろとまたお骨折りをいただけたらと思います。私なりの努力もしていくつもりですので、よろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○榎本委員長 以上で平成24年第9回教育委員会定例会を終了します。

(午前11時35分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年9月4日

委員長 榎 本 隆 司(自 署)

署名委員 井 上 敏 博(自 署)